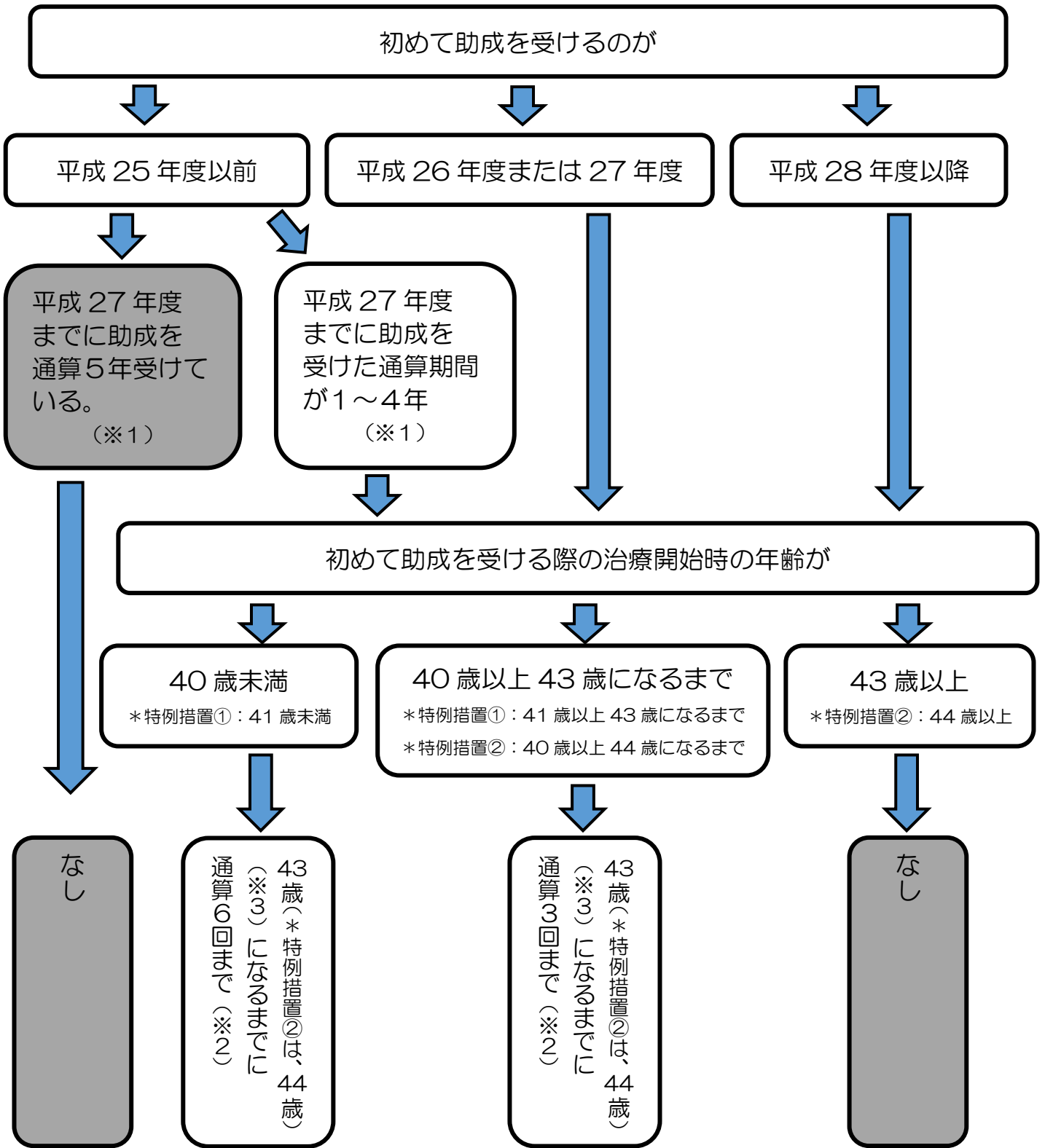


通算助成早見表（年齢要件について）



- ※1 助成を受けなかった年度は通算期間に含みません。
- ※2 これまでに助成を受けた回数も通算されます。
- ※3 妻の治療開始日の年齢です。

* 特例措置対象

- ①妻の生年月日が昭和55年4月1日～昭和56年3月31日の夫婦（41歳未満）
- ②妻の生年月日が昭和52年4月1日～昭和53年3月31日の夫婦（44歳未満）